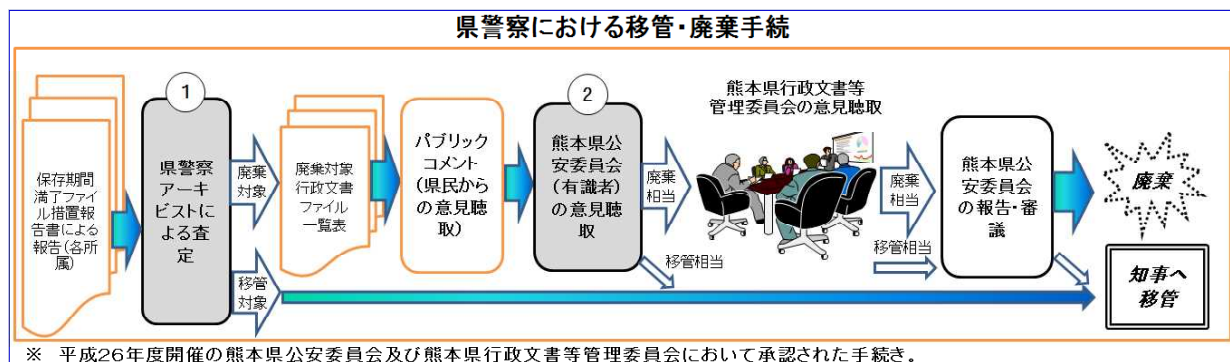


行政文書の廃棄に関する意見聴取について(警察本部)

1 県警察における行政文書の移管・廃棄手続について

警察本部長が保有する行政文書の移管・廃棄に当たっては、手続きの公正性及び透明性を確保するため、パブリック・コメント、有識者の意見聴取等を経て実施している(下図参照)。

なお、平成27年1月の条例施行後、本手続による行政文書の移管・廃棄は、第4回目の実施となる。



① 県警察アーキビストによる査定

国立公文書館主催のアーカイブズ研修を受講し、歴史資料として重要な文書の保存・利用等に関する事項、公文書管理に関する事項等の専門的知識を習得した県警察アーキビスト1人を含む広報県民課文書管理係において、保存期間満了ファイル措置報告書の審査、文書の現物確認等を行い、移管・廃棄の是非等の査定を行うものである。

② 公安委員会(有識者)の意見聴取

公安委員会は、警察を管理する組織として、警察行政の運営を監督する役割を担っており、警察行政に精通し、県民の視点から行政文書の重要性の判断に必要な識見を有する組織であることから、行政文書の移管・廃棄に当たり、公安委員会から意見聴取を行うものである。

2 行政文書の移管・廃棄計画について

県警察における行政文書移管・廃棄計画 **別紙1**

3 移管・廃棄手続対象行政文書ファイルについて

(1) 廃棄対象行政文書ファイル

ア 平成27年(年度)以降(条例施行後)に作成され、平成30年5月31日までに保存期間が満了した行政文書

イ 平成26年(年度)以前に作成された文書で、平成30年5月31日までの間に保存期間が満了し、令和元年度実施した第3回廃棄手続における保留分の行政文書

(2) 廃棄対象行政文書ファイル数 **別紙2**

56,045冊

うち、意見聴取対象行政文書ファイル数(※) 23,716冊

※ 県警部内收受文書及び保存期間1年未満の文書を除いたファイル

(3) 参考(移管及び保留とした行政文書ファイル) **別紙3**

174冊(移管131冊、保留43冊)

4 これまでに行った手続について

(1) 県警察アーキビストによる査定等

国立公文書館主催のアーカイブズ研修を受講し、文書管理の専門的知識を有する県警察アーキビスト1人を含む広報県民課文書管理係において、廃棄対象行政文書ファイルの査定を行い、対象ファイルを選定した。

ア 査定期間

令和2年1月から令和2年7月まで(約6ヶ月間)

イ 査定内容(県警察アーキビスト)

全58所属から報告された保存期間満了ファイル措置報告書について、廃棄対象の是非、保存期間の確認、移管・廃棄の妥当性等について書面審査を行った。

さらに、全所属を対象に、保存された対象ファイルの一部について現物確認を行い、移管・廃棄の妥当性等について査定した。

ウ 業務主管課による審査

前イの査定後、業務主管課において、所管する対象ファイルの保存期間の確認等について書面審査を行った。

エ 査定(審査)結果

① 移管・廃棄対象行政文書ファイル査定結果 **別紙4**

② 県警察アーキビスト・業務主管課による査定結果

- ・ 対象年誤り、分類誤り、保存期間誤り等により今回手続対象外としたもの 209冊
- ・ 移管対象としたもの 131冊
- ・ 保留としたもの 43冊
- ・ 移管対象審査(現物確認)後に廃棄相当又は保存継続となったファイル一覧

..... **別紙5**

(2) パブリック・コメント(県民からの意見聴取)

ア 意見聴取期間

令和2年7月9日(木)から8月8日(土)まで

イ 聴取方法

熊本県警察ホームページに掲載して意見聴取した。

ウ 県民から提出された意見

0件(アクセス数114件)

(3) 公安委員会(有識者)の意見聴取

ア 意見聴取日

令和2年8月20日(木)

イ 意見聴取方法

7月30日の公安委員会において、県警察アーキビストによる査定が終了し、パブリックコメント中であることを報告し、各委員にホームページ掲載中の廃棄対象ファイル一覧の閲覧を依頼。上記公安委員会開催日に意見聴取した。

ウ 有識者の意見

今回の廃棄対象行政文書ファイルについては、「廃棄相当」と判断する。

5 今回の意見聴取対象行政文書ファイル一覧(所属別)

行政文書ファイル数 23,716冊 **別紙6** ※事前送付分